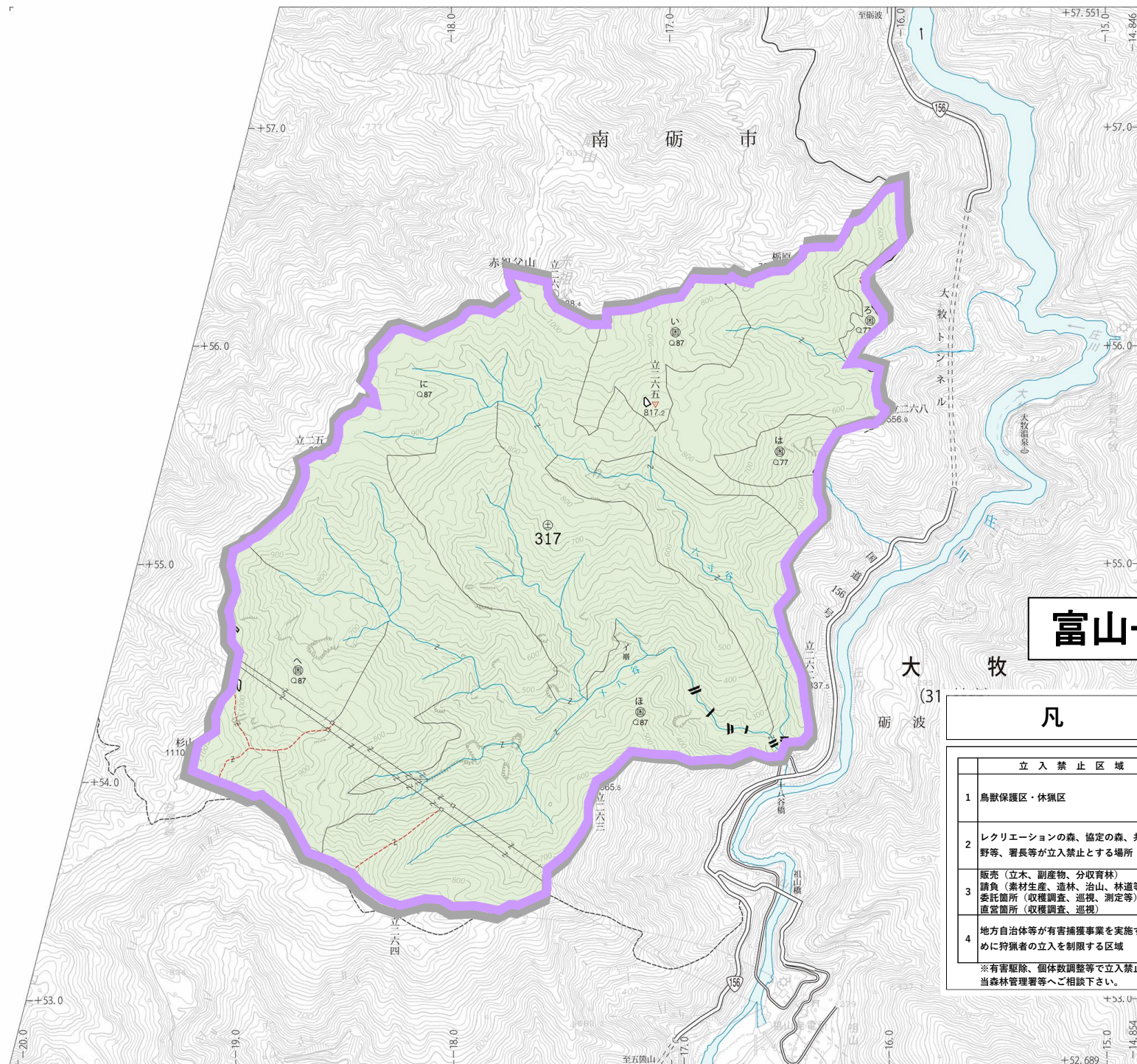




富山一8

凡 例

	立 入 禁 止 区 域	色別・区域	期 間
1	鳥獣保護区・休猟区	(紫色) ○	通 年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林 野等、署長等が立入禁止とする場所	(青色) ○	通 年
3	販売（立木、副産物、分収育林） 請負（素材生産、造林、治山、林道等） 委託箇所（収獲調査、巡視、測定等） 直営箇所（収獲調査、巡視）	(太い黒色) ○	R7.4.1 ～ R8.11.14
4	地方自治体等が有害捕獲事業を実施するた めに狩猟者の立入を制限する区域	(赤色) ○	R7.4.1 ～ R8.11.14

※有害駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、該
当森林管理署等へご相談下さい。